## 店舗販売業:体制省令適合確認表3(特定販売の実施なし又は開店時間外の特定販売実施なし)

施設名称																	
開店時間	(	)	:	$\sim$	:	, (	)	:	$\sim$	:	, (	)	:	$\sim$	:		

## 体制省令適合確認表略号

		薬剤師	登録販売者	要指導医薬品	第一類医薬品	一般用医薬品(1~3 類医薬 品)	情報提供場所(※)
H	略号	薬	登	要	1 類	一般	情

<sup>(※)</sup> 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類、3類医薬品の情報提供場所が異なる場合はご相談下さい

## 体制省令適合確認表

体制省令	計算式(時間は週当たり・勤務時間は総和)					
第2条第1項第4号	【薬医薬品販売勤務時間(	時間)+登勤務時間(時間)]÷【情(箇所)]÷【要又は一般販売時間(時間)]		≧1		
第2条第1項第5号	【薬医薬品販売勤務時間(	時間)】:【情( 箇所)】:【要又は 1 類販売時間( 時間)】		≧1		

## 以下、特定販売を実施する場合にのみ記入

【週当たり開店時間】	≧30
【22 時~5 時以外の週当たり開店時	≥15
間】	